

加須市地域公共交通計画の修正について

令和 6 年 1 月

1 地域公共交通計画とは

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものです。地方公共団体が、地域の移動に関する関係者を集めた「地域公共交通会議」等で協議して作成するものです。

また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第 5 条第 1 項において、すべての地方公共団体に対し、地域公共交通計画の作成を努力義務として規定しています。

加須市においては、令和 4 年 3 月に、令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「加須市地域公共交通計画」を作成しています。

2 修正する理由

地域公共交通計画の計画区域に関しては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 5 条第 1 項の規定で「当該市町村の区域内」と定められていますが、現在の区域は「加須市の全域及び栗橋駅西口」となっています。

令和 4 年 4 月に関東運輸局からの指摘があり、令和 6 年 6 月までに、この要件に適合した地域公共交通計画が作成されていないと補助事業の対象外となるため、一部修正を行うものです。

3 修正内容

1) 計画の区域の修正

1 ページの計画の区域から「栗橋駅西口」を削除

2) 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用」の追加

58 ページの次に「地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用」を追加し、「地域公共交通確保維持改善事業の必要性」「デマンド型乗合タクシーについて」に関する記述を追加

3) デマンド型乗合タクシー及びシャトルバスに係る事業概要の追加

60 ページ及び 61 ページにデマンド型乗合タクシー及びシャトルバスに係る実施主体、運送上の許可区分、運行区域(デマンド型乗合タクシーのみ)に関する記述を追加